



市 からの 連絡 帳

届け出・税・年金

市民課土曜日窓口

土曜日に住民票や印鑑証明の交付のほか、転出・転入手続きなどもできるサタデーサービスを行っています。日によって庁舎が入れ替わりますのでご注意ください。※内容によっては取り扱いできないものもありますので、事前にお問い合わせください。

時・場

第1・3・5土曜日…保谷庁舎

第2・4土曜日…田無庁舎

各日午前9時～午後0時30分

◆市民課 田 (☎042-460-9820)

保 (☎042-438-4020)

固定資産税の減額

以下の改修工事を行った住宅に係る固定資産税を減額します(都市計画税は含まれません)。

いずれも改修工事後、3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告することが必要です。

◆住宅耐震工事

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅に耐震改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します。

□減額要件

耐震改修工事に要した費用が30万円以上であること

□減額期間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了…翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了…翌年度から1年間

□申告書類

①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

②耐震改修工事証明書

③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

◆バリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋(賃貸住宅を除く)にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分の1減額します。

□減額要件

◇65歳以上の方および要介護・要支援の認定を受けている方、障害がおありの方が居住する家屋であること(賃貸住宅を除く)

◇平成19年4月1日～平成25年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行うこと

◇バリアフリー改修工事に要した費用が30万円以上であること(補助金を除く自己負担額)

◇現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

□申告書類

①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

②改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書、現場の写真など)およびバリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し

③納税義務者の住民票の写し

④改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上…その方の住民票の写し

(2)居住者が要介護または要支援を受けている…その方の介護保険被保険者証の写し

(3)居住者が障害者である…その方の障害者手帳の写し

⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

※一定のバリアフリー改修工事とは…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化を指します

◆省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで3分の1減額します。

□減額要件

◇平成20年4月1日～平成25年3月31日に、一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)を行うこと

◇熱損失防止改修工事に要した費用が30万円以上であること

◇現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

□申告書類

①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

②熱損失防止改修工事証明書

③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し

④納税義務者の住民票の写し

※一定の熱損失防止改修工事とは…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事は必須)

◆資産税課 田 (☎042-460-9830)

年金事務所職員を名乗る詐欺にご注意を

最近、年金事務所職員を装いご自宅を訪問し、「年金の手続きが終わっていない。本人に代わって手続きをするので手数料を支払ってほしい」などと言い、その場で現金を請求するような事例が報告されています。

年金事務所の職員が各家庭を訪問し、年金手続きの手数を請求することはありません。年金事務所の職員を名乗った訪問や電話で不審な点があれば、その場で対応せず、年金事務所へ確認するなど十分にご注意ください。

なお、年金事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を携帯していますのでご確認をお願いします。

☎武蔵野年金事務所

(☎0422-56-1411)

◆保険年金課 田

(☎042-460-9825)

福祉

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」を支給

☎①平成15年4月2日～平成23年4月1日に新たに戦傷病者などの妻になった方

②平成15年4月1日～平成18年9月30日に、一般のけがや病気で死亡(平病死)した戦傷病者などの妻

□請求先 生活福祉課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)

☎東京都福祉保健局生活福祉部

(☎03-5320-4077)

◆生活福祉課 保

(☎042-438-4025)

子育て・教育

子供(乳幼児・義務教育就学児)医療費助成制度の医療証を郵送

現在⑧・⑨医療証をお持ちの方で、現況届が省略となった方または現況届を提出した方には、10月から有効の医療証を9月下旬にお送りします。

現況届が必要な方には、既に書類などをお送りしていますが、まだ提出していない方はお早めに手続きをしてください。

子供医療費助成を受けるには、申請が必要です。同医療証をお持ちでない方は、医療証交付申請書を提出してください。

◆子育て支援課 田

(☎042-460-9840)

市立小・中学校の学校選択制度

この制度は、新入学の際に住所地の指定校以外の市立小・中学校を希望する場合、希望校を事前に申し立てることができる制度です。

※住所地の指定校に入学する場合は特別な手続きは必要ありません。

☎平成25年度新入学の児童・生徒

□受付窓口 10月1日(月)～31日(水)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)・教育企画課(保谷庁舎3階)

□臨時窓口 10月17日(水)～19日(金)午前8時30分～午後5時・田無庁舎1階

◆学校選択制度パンフレット

9月上旬に、対象の方へ学校選択制度についてのパンフレットを郵送しました(市立小学校の6年生には在籍校で配布)。

届いていない場合は、教育企画課へ連絡してください。

◆学校案内パンフレット

教育企画課(保谷庁舎3階)・市民相談室(田無庁舎2階)で配布しています。

◆教育企画課 田

(☎042-438-4071)

小学校就学時健康診断

平成25年4月に小学校へ入学するお子さんの健康診断を、各小学校で行います。就学時健康診断の通知書は、入学予定者の保護者宛てに発送しますが、次に該当する方は学校運営課へご連絡ください。

◇10月10日(水)までに通知書が届かない方

◇都合により当日の健康診断を欠席する方(他校での受診が可能です)

◇平成25年4月までに引っ越しの予定がある方

なお就学時健康診断に当たっては、次のことにご注意ください。

□入学予定者生年月日

平成18年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方

□当日お持ちいただくもの

①「就学時健康診断」の保護者宛て通知書(必要事項を記入し持参)

②筆記用具

③上履き(スリッパなど)および履き物を入れる袋

◆学校運営課 田 (☎042-438-4073)



□就学時健康診断日程表

	学校名	日程	電話番号
1	保谷小学校	10月16日(火)	042-463-4511
2	谷戸第二小学校	10月18日(木)	042-421-5051
3	柳沢小学校	10月19日(金)	042-465-2903
4	住吉小学校	10月23日(火)	042-423-4187
5	保谷第一小学校	10月24日(水)	042-422-4513
6	栄小学校	10月25日(木)	042-423-0276
7	けやき小学校	10月29日(月)	042-464-2525
8	中原小学校	10月30日(火)	042-422-4518
9	東小学校	10月31日(水)	042-421-6009
10	保谷第二小学校	11月 2日(金)	042-463-4515
11	上向台小学校	11月 5日(月)	042-467-1151
12	東伏見小学校	11月 6日(火)	042-463-4517
13	本町小学校	11月 7日(水)	042-467-5956
14	泉小学校	11月 8日(木)	042-423-0750
15	田無小学校	11月13日(火)	042-464-2111
16	谷戸小学校	11月16日(金)	042-463-2661
17	碧山小学校	11月20日(火)	042-422-4521
18	芝久保小学校	11月22日(木)	042-463-2869
19	向台小学校	11月28日(水)	042-464-2112

※受付時間はいずれも午後1時30分～1時45分